

目的

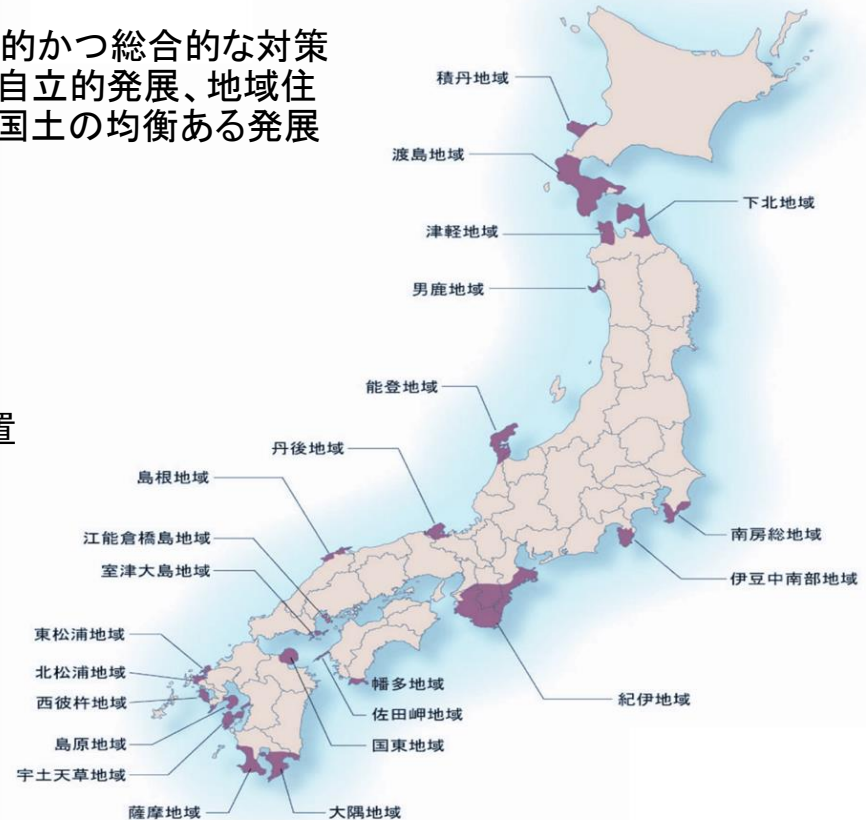
- 我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資すること

内容

- 都道府県知事の申請を受けて国が地域を指定、都道府県知事が半島振興計画を作成
- 国は支援を実施
 - ・多様な主体の連携及び協力により実施される事業への助成等の措置
 - ・半島循環道路等の整備、市町村道等の都道府県代行整備
 - ・産業振興促進計画を作成して認定を受けた市町村における措置(工業用機械等の割増償却(国税)、地方税の不均一課税に係る減収補填措置)等

経緯

- 昭和60年、議員立法により制定(10年間の時限法)。3度の延長。
- 直近は平成27年3月に改正・延長(衆・国土交通委員長提案、全会一致で成立)



平成27年改正の主な内容

- ・ 目的規定を改正(「定住の促進」を追加等)
- ・ 半島振興計画の計画事項、国・地方公共団体の配慮規定の拡充
- ・ 多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設
- ・ 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設
- ・ 地方税の不均一課税時の減収補填措置の対象業種の拡大
- ・ 主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業、環境)

○ 半島振興対策実施地域の現況

- ・ 半島振興対策実施地域: 23地域
(22道府県、194市町村)
- ・ 面積: 3.7万km²(全国の9.8%)
- ・ 人口(H22) : 431万人(全国の3.4%)
- ・ 人口増減率(H17-22) : △5.2% (全国:0.2%)
- ・ 高齢化率(H22) : 30.2% (全国:22.8%)